

## JA鳥取県人権・同和問題対策推進本部からのお知らせ

JAグループ鳥取では人権・同和問題に対して「第9次（2024～2026年度）JA鳥取県人権・同和問題対策推進方針」をもとに、差別と偏見のない社会の実現のために取り組んでいきます。

組合員の方はもとより、地域住民の方にも人権・同和問題が身近な存在であることに気づいてもらうため、第9次期間中（2024～2026年度）、人権・同和問題に対する啓発記事を年4回連載します。

### 第35回「とっとり安心ファミリーシップ制度について」

鳥取県では、県民一人ひとりが性の多様性を尊重し、みんなが安心して自分らしく暮らせる社会を実現するため、2023年10月1日より「とっとり安心ファミリーシップ制度」を設けています。

「とっとり安心ファミリーシップ制度」は、お互いを人生のパートナーとして認め合う性的マイノリティ※のカップルが、相互に協力し合う関係または、その子や親と一緒に家族として協力し合う関係にある旨を届け出て、県がその届け出を受理したことを証明する制度です。

法律上の婚姻とは異なり、法的な権利が発生するものではないため、法律上の効果はありませんが、お二人やそのご家族の意思を尊重するとともに、誰もが自分らしく生きられる社会の実現を目指すものです。県営住宅の入居申込や県立病院での症状・医療方針の説明への同席などの行政サービスに利用できます。

2023年6月には「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」も成立しています。

このような性的マイノリティを取り巻く現状を知り、誰もが自分らしく生きることができる社会づくりについて考えてみましょう。

※性的マイノリティ…性的指向（恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向）が異性に限らない方、性自認（自己の属する性別についての認識）が戸籍上の性と一致しない方、自身の性を認識していない方等。

#### 【詳しい内容についての問い合わせ先】

鳥取県地域社会振興部 人権尊重社会推進局人権・同和対策課

電話：0857-26-7121